

<b>制度の名称</b>	<b>被災した住宅の解体・撤去</b> <span style="float: right;"><b>【窓口受付】</b></span>
<b>制度の内容</b>	<p>り災証明書で「全壊」の判定を受けた住宅の全解体・撤去について、申請により市が所有者に代わって行います。既に全解体・撤去を行っている場合は、生活環境課にお問い合わせください。</p> <p>り災証明書で「大規模半壊」及び「半壊」の判定を受けた住宅を全解体した場合、発生した建築廃材については、申請により市の仮置場に持ち込み、処分することができます。</p>
<b>必要書類等</b>	申請書(市役所にあります) その他必要書類については、生活環境課にお問い合わせください。
<b>問合せ先</b>	<b>本庁 市民生活部生活環境課 ☎ 52-1111 内線 122</b>

<b>制度の名称</b>	<b>令和元年台風第19号による被災者への民間賃貸住宅家賃補助</b> <span style="float: right;"><b>【窓口受付】</b></span>
<b>制度の内容</b>	<p>令和元年台風19号により、自宅が被災し自宅での生活をする事ができなくなった被災世帯を対象に、応急的な住まい確保のため、新たに住宅を賃借する場合に要する家賃を補助します。</p> <p>対象者 半壊以上の判定を受けた被災世帯 ※その他諸条件がございますのでお問合せください。</p> <p>対象とする住宅 常陸大宮市内の民間賃貸住宅で令和元年10月13日から令和元年11月30日の間に賃貸借契約を締結したもの</p> <p>補助の金額 月額3万円</p> <p>補助の期間 最長6カ月間</p> <p>申請期間 令和元年11月1日から令和2年2月28日</p>
<b>必要書類等</b>	交付申請書(市役所にあります)、賃貸借契約書(写)、り災証明書(写)
<b>問合せ先</b>	<b>本庁 建設部都市計画課 ☎ 52-1111 内線 254</b>

<b>制度の名称</b>	<b>災害援護資金</b> <span style="float: right;"><b>【窓口受付】</b></span>													
<b>制度の内容</b>	<p>災害により住宅、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。 ※所得制限があります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">貸付限度額</td> <td style="text-align: center;">ア 家財の3分の1以上の損害</td> <td style="text-align: center;">150万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">イ 住居の半壊</td> <td style="text-align: center;">170万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ウ 住居の全壊(エの場合を除く)</td> <td style="text-align: center;">250万円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">エ 住宅の全体の滅失又は流失</td> <td style="text-align: center;">350万円</td> </tr> </table> <p>貸付利率 無利子(保証人なしの場合は年1.5%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">据置期間</td> <td style="text-align: center;">3年以内</td> <td style="text-align: center;">償還期間</td> <td style="text-align: center;">10年以内</td> </tr> </table> <p>※申請期限は令和2年1月31日までです。</p>	貸付限度額	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円	エ 住宅の全体の滅失又は流失	350万円	据置期間	3年以内	償還期間	10年以内
貸付限度額	ア 家財の3分の1以上の損害		150万円											
	イ 住居の半壊		170万円											
	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)		250万円											
	エ 住宅の全体の滅失又は流失	350万円												
据置期間	3年以内	償還期間	10年以内											
<b>必要書類等</b>	借入申込書(市役所にあります)、用途計画書													
<b>問合せ先</b>	<b>本庁 市民生活部安全まちづくり推進課 ☎ 52-1111 内線 112</b>													